

令和5年度  
秋田地方最低賃金審議会  
第1回秋田県最低賃金専門部会  
議事次第及び資料項目

令和5年8月1日（火）  
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
- (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (4) 今後の専門部会の開催日程について
- (5) その他

資 料

- 1 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨
- 3 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程（案）



**秋田地方最低賃金審議会  
秋田県最低賃金専門部会委員名簿**

\*50音順

区分	氏名	現職
公益代表	白木 智昭 うき ともあき	秋田大学 教授
	嵯峨 宏 さが ひろし	弁護士
	長岐 和行 ながき かずゆき	弁護士
労働者代表	井上 正克 いのうえ まさかつ	UAゼンセン 秋田県支部長
	後藤 正文 ごとう まさふみ	JAM秋田 事務局長
	佐藤 伸幸 さとう しんゆき	連合秋田 組織部長
使用者代表	小野 秀人 おの ひでと	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	境田 未希 さかいだ みき	(株)境田商事 取締役
	時田 祐司 ときた ゆうじ	時田電機工業(株) 代表取締役社長
任期	令和5年7月19日～専門部会廃止まで	



## 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

令和 5年 7月 26日

氏 名		[REDACTED]	
所属する事業所名		秋田県労働組合総連合	所属事業所の役職名 [REDACTED]
所属する労働組合名		秋田県労働組合総連合	所属労働組合の役職名 [REDACTED]
所属事業所の業務内容		労働組合の地方センター	
意 見 の 内 容	所属している労働組合の組織状況について	別紙に記載しました	
	あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）	別紙に記載しました	
	あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）	別紙に記載しました	
	秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。	別紙に記載しました	
	その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。	別紙に記載しました	

資料ある場合は添付してください。  
 書ききれない場合は、別紙にご記入ください。

# 地域最低賃金引き上げに関する意見陳述

## 1. はじめに

【】です。このたび秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会を与えていただき、感謝申しあげます。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた各委員のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

秋田県労働組合総連合（秋田県労連）は1989年11月の結成以来、一貫して、地域別最低賃金の引き上げをはじめ、すべての労働者の賃金底上げを実現し、消費購買力を高め、地域経済の活性化を図ることを追求してきました。また、秋田県労連は医療・介護・保育・運輸・製造・建設・通信・販売・サービスなどの民間労働組合がその構成組織として活動しており、その中にはパート・アルバイト・臨時・派遣などいわゆる非正規労働者も多く含まれています。この非正規労働者は、県労連の構成組織である中央官庁及び地方自治体、教育など公務の職場においても増加傾向を示しており、処遇改善の面からみて、地域別最低賃金の水準に大きな関心を持つこととなっています。

賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。また、首都圏などとの地域間格差を解消する必要があります。現行の最低賃金について、さらなる改善が求められていると考えます。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、審議を行ってくださいるようお願い申し上げます。

## 2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

いま、コロナ感染に加え、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

## 3. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2023年の春闘は大企業を中心に4%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は14か月連続減少となっており、物価高に賃上げが追い付いていない状況にあります。しかも

この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり 853 円です。ひと月 173.8 時間（一ヶ月の平均法定労働時間）働いたとすれば 148,251 円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは 12 万円程にしかなりません。労働基準法第 1 条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。時間額 853 円では遠く及ばない、政府が目標とした 1000 円でも追いつかないのが現実です。

雇用労働者の 4 割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

#### 4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,072 円です。秋田は 853 円ですので、格差は時間額 219 円に広がっています。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るために経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は、最賃の目安ランクを本年再編し A B C の 3 ランクに再編しました。格差を正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は最低位のままです。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北 6 県の県労連は共同で 2016 年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022 年 10 月に近年の物価高騰と 2019 年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25 歳単身者（モデル例）は普通の暮らしに必要な費用

は税社会保険料抜きで月額 20 万 1 千円必要で、2016 年当時よりも 16.9% 上昇していることがわかりました。月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1,459 円、150 時間（年 1800 時間）だと 1,691 円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

## 5. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われないことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開している産業連関表を用いで最低賃金を 1500 円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました。その結果、秋田では 1500 円未満の労働者が 2 人に 1 人、その方々の賃金を 1500 円に引き上げた場合、賃金総額が 1795 億円増加し、家計消費支出も 1750 億円増加。税収も 180 億円（国税 112 億、地方税 68 億）、法定福利費が 233 億円増加します。その結果雇用誘発が 1 万 1 千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10% 増税の悪影響を受け、その後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。秋田県知事もこの点を重視し、今年 5 月政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望書」において、最賃の引き上げ・格差の解消、中小企業への支援の強化を訴えています。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することが大事です。こうしたことについても、審議会として積極的に発信していただきたいと考えます。

## 6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連は秋田県内の 25 市町村議会に「最低賃金の大幅引き上げ、格差解消、時間額 1500 円を展望し全国一律最賃制の実現を国に求める意見書採択」の陳情を行っています。その結果

84%（21議会）の議会で採択いただきました。

秋田県知事は政府に対し「国の施策・予算に関する提案・要望（令和5年5月）」を提出されていますが、その中で、「雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行う」ことを要望されています。

秋田弁護士会は本年6月、労働者の健康で文化的な生活の確保を実現するとともに秋田県の地域経済の健全な発展を持続させるため、「秋田県の地域別最低賃金の大幅な引上げ」「地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げ」「全国一律最低賃金制度の実施」を要請する「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表されました。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を目指していますが、国会議員の賛同が121人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

## 7. おわりに

2023年7月14日から続いた豪雨によって、市民生活に甚大な被害が発生しました。最低賃金及びその近傍で働いている方は、元々生活が苦しいことに加え、コロナ禍と異常な物価高騰で大変な苦労を強いられてきました。この度の災害によって追い打ちをかけられている状態です。

秋田県は最低賃金の目安ランクが一番低いCランクですが、そのことにとらわれず、こうした非常時を乗り越えていけるような大幅賃上げが必要だと考えます。さらに、コロナ禍で痛めつけられた飲食店など小規模・個人事業者も追い打ちをかけられている状況です。最低賃金の引き上げとセットで、国による経営支援を万全に取ることが強く求められていることを強調したいと考えます。今日の状況をとらえた積極的な改定となるよう、重ねてお願い申し上げます。

以上

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

2023年8月1日

氏名	[REDACTED]		
所属する事業所名	[REDACTED]	所属事業所の役職名	
所属する労働組合名	[REDACTED]	所属労働組合の役職名	[REDACTED]
所属事業所の業務内容	<p>[REDACTED]、  [REDACTED]、  病院をはじめ、[REDACTED]  [REDACTED]等を運営しています。</p>		
所属している労働組合の組織状況について	<p>正職員 [REDACTED]名、嘱託、臨時パート、登録ヘルパー等 [REDACTED]名、合計 [REDACTED]名。組合員数 [REDACTED]名（内嘱託臨時パート組合員 [REDACTED]名）、正職員での組織率約75%、全体では約59%となります。</p>		
あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）	<p>2021年～2022年度もコロナ禍の影響で患者数の減少は変わらず非常に厳しい状況が続きましたが、コロナ補助金等により賃金の引下げ等はありませんでした。また、昨年秋田県の最低賃金が31円引き上がったため、当院の臨時・パート職員の時給が [REDACTED]円から [REDACTED]円に引き上りました。</p> <p>昨年2月に岸田首相肝いりのエッセンシャルワーカー（看護師、介護職、保育士、幼稚園教諭等）の賃上げが実施されました。看護職の場合、コロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、昨年10月には診療報酬「看護職員待遇改善評価料」により、継続的に看護師の給料の3%程度（月額1万2000円）の引き上げが行われました。当法人もコロナ病床を有しているため対象となりました。看護職員一人に [REDACTED]円、コメディカル職員（正職、嘱託、再雇用、臨時職員）に [REDACTED]円の手当が支給されることになりました。</p> <p>介護職の場合は、元々介護待遇加算を取得している事業所が対象となり、当法人では、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]等の職員が該当となりましたが、月収の3%程度平均9,000円と公表されていましたが、実際は対象となる補助金を利用して、定期昇給がある職員には [REDACTED]円、定期昇給がない職員には [REDACTED]円を支給する事になりました。結果的に不十分ながらも改善はされましたが、[REDACTED]でも除外された職種（医師、薬剤師、事務、調理師等）もあります。全国的には、看護職の場合支給対象医療機関を「救急医療管理加算の算定対象」「救急搬送件数が年間200件以上」と範囲を狭めたため支給対象看護師は全国の40%程度（日本医療連調査）にとどまったようです。また、「職場に差別・分断が生じる」「不平等な点が多く不団結を招く恐れがある」との声が多く出されています。最低賃金は全労働者に関わるものです。よって大幅に引上げを実現するためには、政府の中小企業に対する大きな支援が必要となります。審議会としても国に対しての要望を強くお願いします。</p> <p>当法人の各職種の賃金（基本給）を県内の同規模病院（[REDACTED], [REDACTED]）と比較すると、初任給はほとんど変わりませんが、年数</p>		

	<p>が経つごとに格差が広がり定年時（60才）では看護師で、月約 ■ 万円以上の差があります。事務を始め、検査技師や放射線技師等ほとんどの職種の基本給が同様です。また、病院内でも職種間の格差があり、看護助手や調理師、調理助手の賃金が低く抑えられています。例えば、看護師：初任給（3年卒21才）■円、（定年時60才）■円。看護助手：初任給（高卒18才）■円、（定年時60才）■円。初任給で■円、60才で■円もの差が生じています。組合としても、看護助手や調理師などの賃金の改善に力を入れているところです。（現在では、全職員の約28%となっている。）臨時パート職員の賃金は正職員との格差が大きく、看護師で時給■円（1日7.5時間、20日間=■円）看護助手で時給■円（1日7.5時間、20日間=■円）という実態です。特に看護助手については、低賃金のためか、募集しても人が集まらず慢性的な人手不足が続いている。以上の状況から、看護師を中心に毎年50名前後の退職があります。退職理由は様々ありますが、やはり賃金が低く仕事の内容に見合わない事が最大の理由となっています。最近は将来展望を見据えて中堅看護師や男性看護師の退職が増えてきています。</p>
あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）	<p>上部組織は日本医療労働組合連合会、通称日本医労連といいます。組織数は16万6千人です。県段階では、秋田県医労連組織数は5500人で、■病院が加入しています。</p> <p>私たちが働く、医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数です。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。要するに、最賃が全国最下位レベルであるように基本給も全国最下位レベルにあると言う事です。同時に時給の格差も大きくなっています。日本医労連の調査（2022年度賃金労働実態調査）では、非正規の時給の最低は、看護師880円、准看護師802円、事務部門785円、給食部門773円、介護福祉士785円、ヘルパー785円となっています。</p> <p>私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金が地域によって格差が存在することには納得できません。また、この十数年にわたる構造改革路線のもとで、連続する社会保障費の削減、診療報酬や介護報酬のマイナス改定がつづいてきました。その影響で、医療・介護施設では、常勤からパートへの置き換えがすすみ、とくに外来にはパートが急増しました。結果、病院では3割を超える職員がパートという実態もめずらしくなりました。また、同様に介護施設、事業所でも国の調査では4割がパート、在宅のホームヘルパーは8割がパートで占められています。臨時パートの賃金は、正職員に比べ低く抑えられています。厚労省は、高齢者数がピークに達する2025年には看護職員（最大で27万人）、介護職員（32万人、2040年には69万人）が不足すると予測しています。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供体制の確保は、到底困</p>

	難といわなければなりません。医療介護労働者の人手不足を解消するためにも、賃金水準の大幅な引き上げが求められています。
秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。	<p>2022 年人口動態統計結果から、秋田県は残念ながら婚姻率 23 年連続、出生率 28 年連続で全国最下位となっており、若者に展望・未来のない状況が続いている。</p> <p>秋田県は、2019 年 3 月に「少子化・子育て施策に関する調査」を実施しています。自由記載の部分を見れば、「秋田は給料が安い、安すぎるので、行政がどんなに工夫しても結婚、出産は難しいと思う」「秋田へ戻りたいと思っていても、就職先がない、低賃金だと戻るに戻れないのが現状だと思う」「地元に就職しても収入が少なすぎて県外へ転職を考えてしまう。秋田は収入以外はとても住みやすい所なのにもったいないです」等と『秋田は住みやすいが、賃金が安すぎて生活できない』との多くの声が寄せられています。改めて、少子化・子育て対策には、思い切った最低賃金の大改定が重要と私たちは考えます。</p> <p>新型コロナウィルス感染拡大は未だ収束せず、4 年目に入っています。5 類へ移行となりインフルエンザと同等の扱いになりましたが、医療・介護の現場では、感染対策を緩めず業務を行っています。医療機関によっては、飲食を伴う行事は未だに制限を設けられています。そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。もともと基礎体力が弱い日本の医療・介護経営の実態に、コロナ禍に伴う収益の大幅な減少が押し寄せ、全国の多くの医療機関が経営破綻の危機に立たされています。今後、早急な国思い切った支援が必要です。</p> <p>また、今回の [REDACTED]  [REDACTED]。  [REDACTED]。  [REDACTED]。  [REDACTED]。  [REDACTED]、病院側の負担増から多くの組合員がボーナスは大丈夫か、などと心配する声が出ています。</p>
その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。	

--	--	--

資料ある場合は添付してください。

書ききれない場合は、別紙にご記入ください。



## 令和5年度 秋田地方最低賃金審議会日程（案）

日時	審議会名	場所	主な議題
8月1日（月） 午後1時30分～	秋田地方最低賃金審議会 第2回	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	・目安伝達 ・賃金実態調査結果
午後3時00分頃～ (本審終了後)	秋田県最低賃金専門部会 第1回		・部会長及び部会長代理の選出 ・参考人意見聴取
8月4日（金） 午後1時30分～	秋田県最低賃金専門部会 第2回	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	・基本的考え方、金額審議
8月7日（月） 午後1時30分～	秋田県最低賃金専門部会 第3回	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	・金額審議
午後3時00分頃～ (専門部会終了後)	秋田地方最低賃金審議会 第3回	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	・専門部会報告及び改正決定の答申について ・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
予備日8月8日（火） 午後1時30分～	秋田県最低賃金専門部会 第4回	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	* 8月7日答申がなかった場合 ・金額審議
午後3時00分～	秋田地方最低賃金審議会 第4回	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	* 8月8日答申があつた場合 ・専門部会報告及び改正決定の答申
8月23日（水） 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会 第4回	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	・特定最低賃金改定の必要性の有無について（8 月7日答申がなくとも開催） ・異議審（8月7日答申がなかった場合、予備日 8月24日へ変更）
午前10時30分頃～ (特別小委員会終了後)	秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	